

障害のある子どもの未来と 支援について考えよう！

～放課後等デイサービスを中心に～

江東区こども発達センター「塩浜CoCo」

光真坊 浩史

お話しする内容

- 1 放課後等デイサービスの成立経緯
- 2 放課後等デイサービスの現状
- 3 放課後等デイサービスの課題
 - (1) H26障害児支援の在り方に関する検討会の指摘
- 4 放課後等デイサービスの充実に向けて
 - (1) 報酬改定(案)にみる放課後等デイサービスの強化
 - (2) ガイドライン(案)からみる放課後等デイの方向性
 - (3) H25厚労省研究事業「障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究」(CDS-Japan)結果を踏まえて
 - (4) 放課後等デイサービスの展望:私見を加えて

1 放課後等デイサービスの の成立経緯

(1) 平成24年児童福祉法 改正の内容

障がいのある子どもの検討会の位置づけ

H18.4 障害者自立支援法（施行後3年を目途に検討）

H20.7 障害児支援の見直しに関する検討会報告書

H22.4 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会
H22.12 つなぎ法（整備法）の成立

H23.6 「障害児支援」合同作業チーム報告書

H24.4 改正児童福祉法、改正障害者自立支援法

H25.4 障害者総合支援法

H26.2 障害者権利条約批准

H26.7 障害児支援の在り方に関する検討会報告書

H27報酬改定

関係計画への反映

児童福祉法等改正？

障がいのある子どもも固有の支援は、 児童福祉法を根拠法令とすべき

⇒「障害児」という子どもはいない
「小さな障がい者」ではなく「子ども」

→ チャイルド(チルドレン)・ファースト
Child(Children) with Disabilities

⇒「大人施策の追随型」からの脱却

→ 利用契約制度の導入、総合支援法・・・

→ 子ども期に必要な施策の創造と実施
(障がいのない子支援、大人期も見据えながら)

児童福祉法の理念規定

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、
且つ、育成されるよう努めなければならない。

(=「すべての国民」に、「育成」の「努力義務」がある)

(=「すべての国民」は、「地域」であり「環境」である)

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護され
なければならない。

(=「すべての児童」には、「障がいのある子」が含まれる)

(=「生活保障」「愛護」の義務は「措置」規定を含む)

(=子どもの権利:「生きる」「守られる」「育つ」「参加」)

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童
を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(=行政は保護者とともに、「育成」の責任主体)

H24改正児童福祉法のねらい

① 気づきからの「育ちの保障」

- ⇒対象の拡大(精神に障がい(発達障害含む)、難病を追加)
- ⇒障害者手帳及び医学的診断を必須としない

② 身近な地域の中での「育ちの保障」

- ⇒障害種別の一元化(撤廃)
- ⇒実施主体の市町村への一元化
- ⇒新事業の創設(障害児相談、放デイ、保育所等訪問支援)

③ 障がいのない子との「育ちの保障」

- ⇒新事業の創設(保育所等訪問支援)

④ つながりのある「育ちの保障」

- ⇒新事業の創設(障害児相談、放デイ、保育所等訪問支援)

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

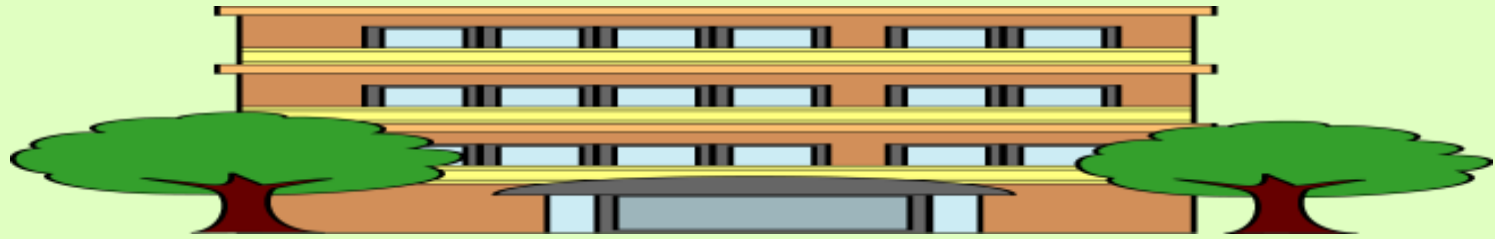
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

重層的な支援体制の構築(センターを中心として)

地域(市町村)

児童発達支援センター



保育所等
訪問支援

施設支援

(障害のある子ども
を抱える施設等へ
の専門的な支援)

保育所
学校等



保育所等
訪問支援

児童発達支援事業所
(放課後デイ)



相談支援

(通所していない方々
への支援も行う)

通所

(並行通所)

入園学

(並行通所)

通所



放課後等デイサービスの概要

○ 事業の概要

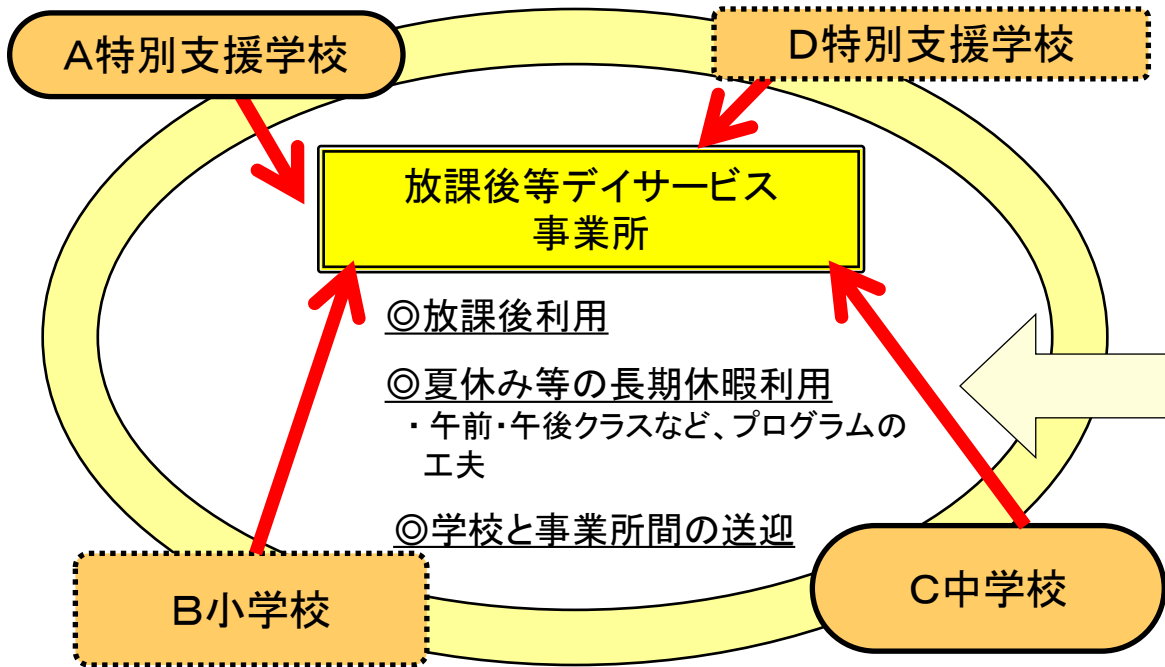
- ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

○ 対象児童

学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児
(*引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能)

○ 利用定員

10人以上
※児童デイサービスからの移行を考慮



○ 提供するサービス

- ◆ 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等
 - ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ② 創作的活動、作業活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供
- ◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

障がいのある子ども施策の課題

①障がい児支援に関する法律の二重性

【児童福祉法】

◎障がいのある子ども固有の施策

= 育成の観点：地域の中で、障がいのある子どもも含め、
どのように育てていくかの視点が重要

⇒コンセプトが求められる(志向性の強さ)

【障害者総合支援法】

◎障がいのある児者共通の施策

= 生活支援の観点：介護系支援の提供により、生活を
安定させる視点(安心・安全)

※両者は密接な関係で「車の両輪」として機能すべき

②障がい児支援に関する施策の分離性

【児童福祉法】

◎障がいのある子どもも含めた一般施策

= 子ども・保護者の観点

子どもの成長(子育て)と保護者支援(子育て)の一体的施策。一般施策の中で、障がいのある子どもの受入を促進している。(例:人的、物的配慮)。

◎障がいのある子ども固有の施策

= 専門性の観点

障がいのある子どもだけの施策は専門支援として、現時点では一般施策の枠組みに入っていない。

(2) 放課後等デイサービスの 創設へ

障害児支援の見直しに関する検討会報告書

(H20.7.22)

(1) 見直しの基本的な視点

- ① 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- ③ 家族を含めたトータルな支援
- ④ できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

(2) 今後の障害児支援の在り方

- ① 障害の早期発見・早期対応策
- ② 就学前の支援策
- ③ 学齢期・青年期の支援策
- ④ ライフステージを通じた相談支援の方策
- ⑤ 家族支援の方策
- ⑥ 入所施設の在り方
- ⑦ 行政の実施主体
- ⑧ 法律上の位置付けなど

学齡期・青年期支援における指摘

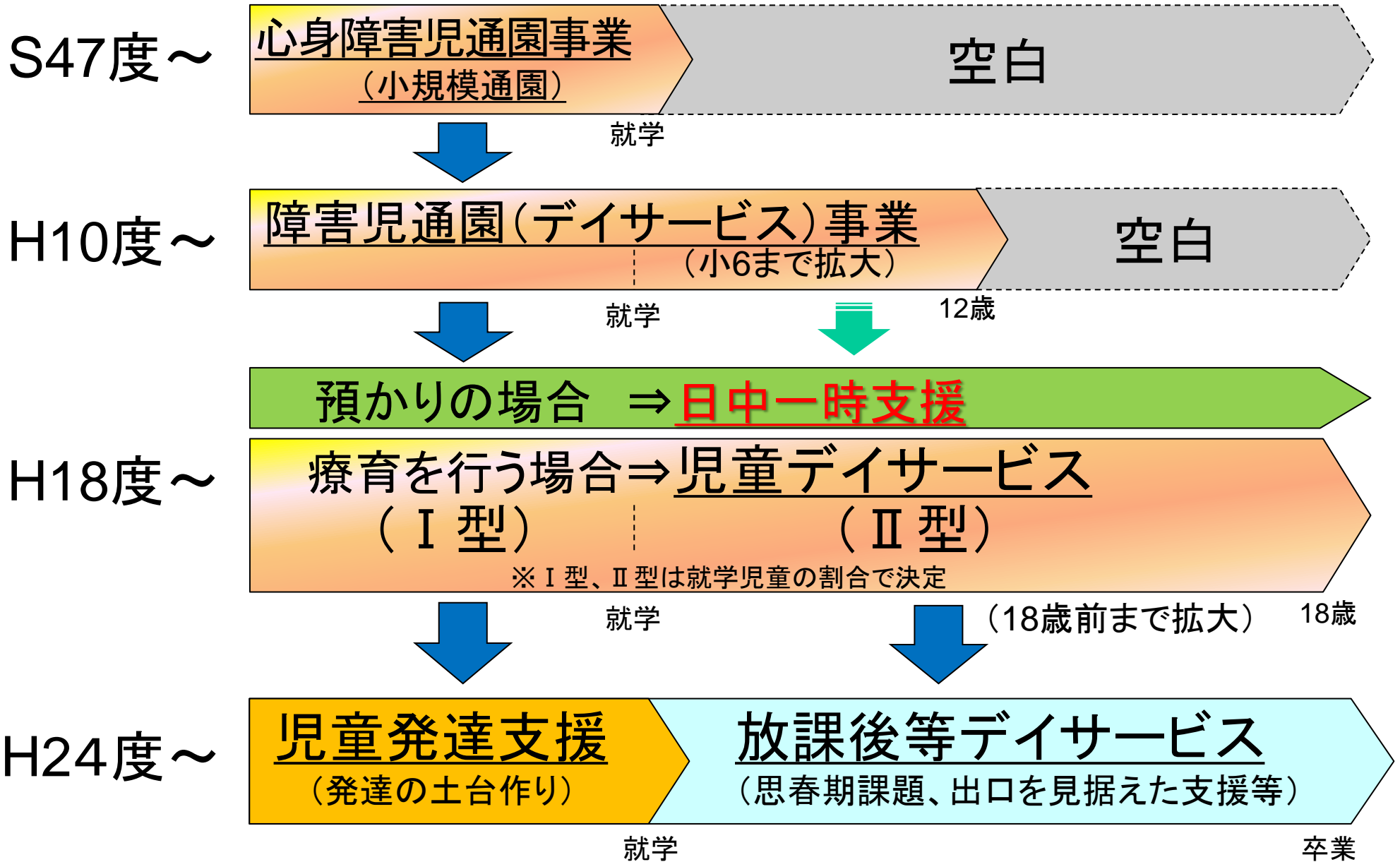
① 放課後等における居場所の確保

- ⇒ ・学齡期の日中活動の場は学校が中心
 - ・放課後や長期休暇における居場所の確保
 - ・保護者の仕事と家庭の両立支援の観点
 - ・レスパイトの支援の観点
- ⇒ ・一般施策の放課後子ども教室や放課後児童クラブは、中学や高校生に利用できない
 - ・障害児施策の日中一時支援や児童デイには、居場所の確保が求められ、充実を図っていくべき
 - ・発達に必要な訓練、療育的な事業として創設
 - ・就労の体験活動等実情に応じた創意工夫の取組
- ⇒ ・障害児を受入れる一般施策へ専門的に巡回支援

② 卒業後の就労、地域生活における教育・福祉・就労の連携

- ⇒ ・卒業後に円滑に地域生活や就労へ移行
 - ・高等部卒業時から就労する者を増やす方策
 - ・教育・福祉・就労施策の連携を図る
- ⇒ ・夏休みに体験的に就労移行支援などの利用
- ⇒ ・知的障害を伴わない発達障害児の就労支援
 - ・親が元気なうちから独立した生活を目指す
 - ・児童養護施設等に入所している障害児の退所後のつなぎ

放課後等デイサービス成立までの経緯

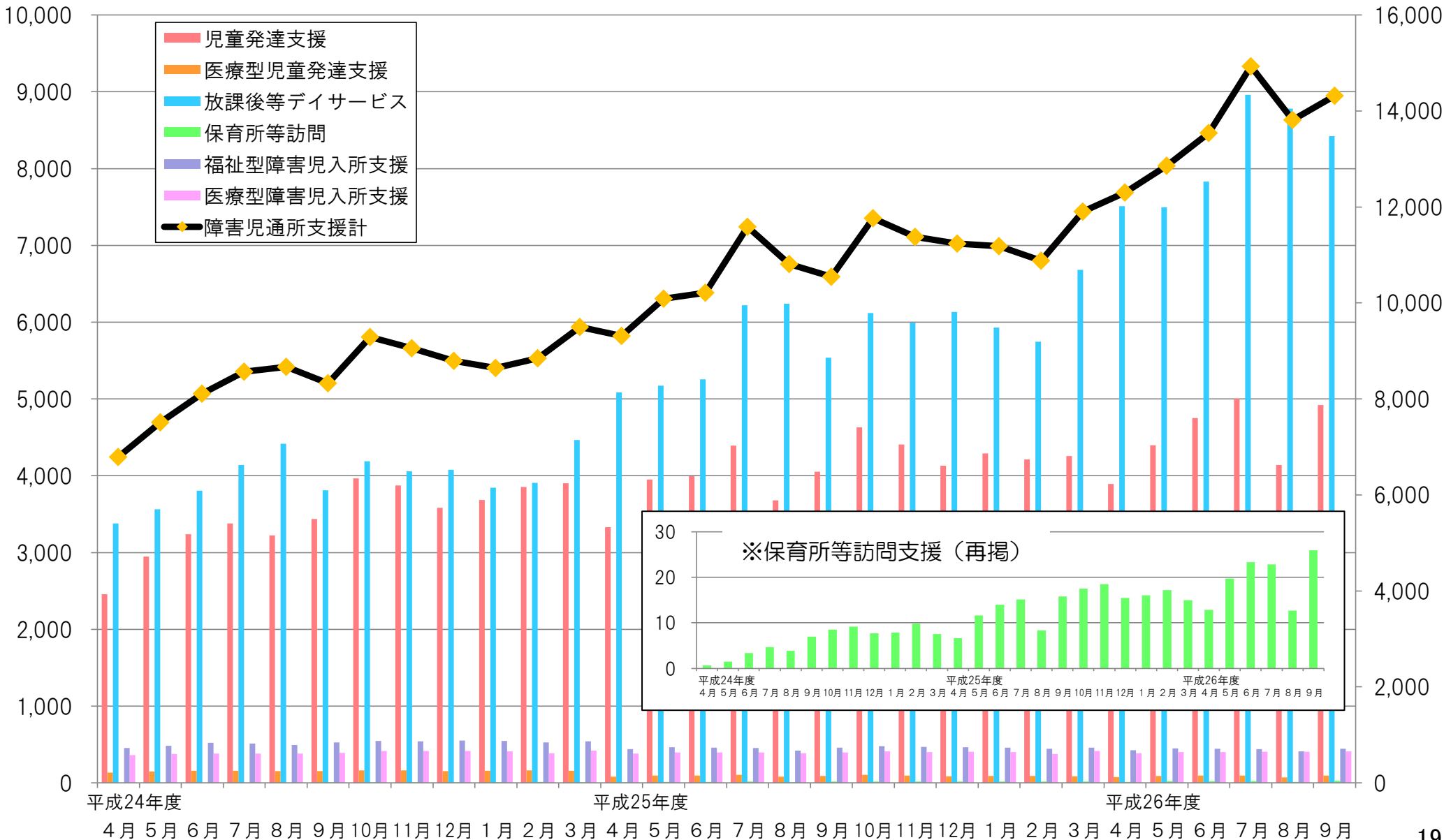


2 放課後等デイサービスの 現状

障害児支援の総費用額の推移

(障害児支援計)
(百万円)

(百万円)



障がいのある子どもが利用可能な支援の体系

(注)利用者数及び施設・事業所数は平成27年2月現在の国保連データ。

サービス名		利用児童数	事業所等数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	9,278	18,644
	同行援護	157	5,661
	行動援護	2,612	1,415
	重度障害者等包括支援	0	7
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	5,639	3,892
	児童発達支援	74,188	3,133
障害児通所系	医療型児童発達支援	2,588	101
	放課後等デイサービス	92,323	5,653
	保育所等訪問支援	1,954	326
	福祉型障害児入所施設	1,822	190
障害児入所系	医療型障害児入所施設	2,145	185
	計画相談支援	835	5,787
相談支援系	障害児相談支援	14,960	2,187

障害者総合支援法

児童福祉法

支援法

児福法

3 放課後等デイサービスの の課題

(1) 今後の障害児支援の在り方 について(報告書)での指摘

～発達支援が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

[H26.7.16]

今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日
障害児支援の在り方に関する検討会
(報告書のポイント)

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進

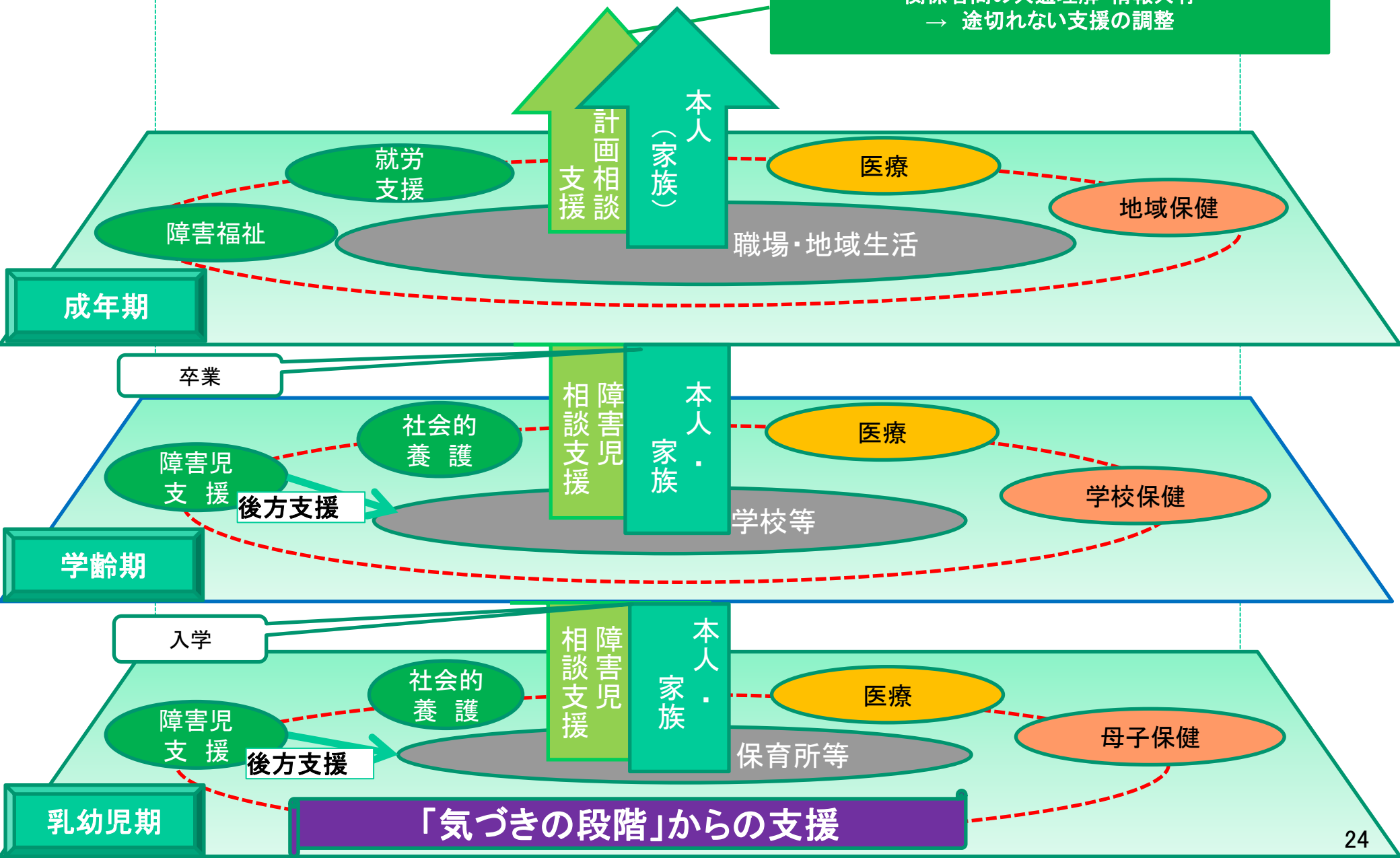
支援に関する
情報の共有化

児童相談所等との
連携

支援者の専門性
の向上等

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



<報告書提言の主な内容(1)>

① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等)
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

<報告書提言の主な内容(2)>

③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

放課後等デイサービスに対する指摘

① 放課後等デイサービスの急増

- ⇒ ・全国的にみると着実に整備が進んでいる
 - ・整備状況については地域格差がある
- ⇒ ・一般施策の放課後児童クラブは、平成25年度に全国で約2.5万人の障害児が受け入れられている(放課後児童クラブ利用児童全体の約2.8%)。

② 学校等と連携した学齢期支援

- ⇒ ・放課後等デイサービスは、授業の終了後の支援を図るものであり、学校との連携を進める上で重要な位置づけとなる
- ・個別支援計画の作成に当たりサービス担当者会議等に必要なに応じて学校関係者の参加を求めるなど連携を進める方向で検討すべき
- ⇒ ・対象を拡大すべきという意見
 - ▶ 不登校児が午前中から支援を希望
 - ▶ 学校を退学し学籍をなくした障害児が希望
 - ▶ 高等部に在籍する20歳以上の利用希望

③ 支援の質に大きな開き

⇒・行われている支援の質に大きな開きがあるのではないかという指摘

⇒・ガイドラインの策定と明確化

▶障害児の社会参加や健全育成の観点

▶保護者の事情への配慮の観点

▶どのような発達支援が行われるべきか

(発達支援には、子どもの発達課題への達成の他、
家族支援、地域支援を包含する概念)

※ 放課後等デイサービスは、早期のガイドラインの策定が望まれる

④ 質のさらなる確保のための配置基準

⇒・放課後等デイサービスに配置される者を、保育士の他は現在と同様に「指導員」とするか、「児童指導員」とするか

・利用者への支援の質を維持・向上を図ることを基本としつつ、就学前と学齢期に提供する支援内容が異なること等を踏まえて検討必要

▶ガイドラインで定める支援の在り方を踏まえた上で、「児童指導員」とした場合の職員確保の問題や「指導員」とした場合の質の確保・向上の問題を踏まえつつ、具体的な基準等の検討を行うべき

4 放課後等デイサービス が目指す支援の方向性

(1) 放課後等デイサービスの ガイドライン策定

「障害児通所支援に関する
ガイドライン策定検討会」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=220733>

厚生労働省通知：平成27年4月1日

ガイドライン策定の意味

①各事業所における「理念」や「目標」に基づく

②事業所の「独自性」や「創意工夫」の尊重

③支援の基本的事項や職員の専門性の確保

⇒放課後等デイサービスを実施するにあたっての基本的事項を示す

⇒ガイドラインの内容を踏まえて、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及びサービスの質の向上に努める

⇒放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定＝自己評価の公表努力

ガイドラインの構成

1 総則

- (1) ガイドラインの趣旨
- (2) 放課後等デイサービスの基本的役割
- (3) 放課後等デイサービスの提供にあたっての基本的姿勢と基本活動
- (4) 事務所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

2 設置者・管理者向けガイドライン

- (1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
- (2) 子どもと保護者に対する説明責任等
- (3) 緊急時の対応と法令順守等

3 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

4 従事者向けガイドライン

1 総則

(1) ガイドラインの趣旨

- ・子どもや保護者のニーズは様々、提供される支援内容は多種多様
- ・「放課後等デイサービスはこうあるべき」ということについて、特定の枠にはめるような形で具体性をもって示すことは技術的にも困難
- ・支援の多様性自体は否定されるべきものではない
- ・健全な育成を図るという支援の根幹は共通
- ・支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項も共通
- ・本ガイドラインは…必要となる基本的事項を示すもの
- ・記載されている内容を機械的に実行していけば質の高い支援提供が確保されるというような、手取り足取りの事業マニュアルではない
- ・各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めなければならない
- ・自己評価の際に活用されることを想定
- ・各事業所は自己評価の結果を踏まえて、事業運営の改善を図るとともに結果についても利用者や保護者等に向けて公表するよう努めなければならない

(2)放課後等デイサービスの基本的役割

○子どもの最善の利益の保証

- ・支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る

○共生社会の実現に向けた後方支援

- ・子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進める
- ・他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障
- ・放課後児童クラブ等の一般施策を専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけ、必要に応じ連携を図る
- ・一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施(地域の障害児支援の専門機関)

○保護者支援

- ・保護者が子どもを育てることを社会的に支援する側面
 - ① 子どもの育ちを支える力をつけられる支援、
 - ② 子育ての悩み等に対する相談、
 - ③ 保護者の時間を保障する、ケアを一時的に代行する支援(レスパイト)、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復

(3) 提供にあたっての基本的姿勢と基本活動

① 基本的姿勢

- ・ 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援
- ・ 子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たる
- ・ 対象は、心身の変化の大きい小1～高等学校等までの子ども
- ・ この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解
- ・ 放課後等デイサービス計画(＝個別支援計画)に沿って発達支援
- ・ ①子どもが他者との信頼関係の形成、②友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わう、③人と関わることへの関心、コミュニケーションをとることの楽しさを感じる、④友達と関わりで葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つ
- ・ 基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込む
- ・ 保護者が気兼ねなく相談できる場になるよう努める
- ・ 子どもの生活、発達支援の連続性の確保のため学校での個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画の連動等積極的な連携
- ・ 本人の気持ちに寄り添って支援

②基本活動

基本的姿勢を踏まえた上で、下記の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行うことが求められる。

ア 自立支援と日常生活の充実のための指導・訓練

子どもの発達に応じて必要となる基本的生活習慣や生活態度を養うための訓練を行う。訓練に際しては、子どもが意欲的にプログラムに関われるように工夫し、成功体験の積み増しにより、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた訓練等を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動をふまえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。

イ 創作活動

創作活動では、のびのびと自由な表現をさせ、表現する喜びを通じて、生活を彩る感性を育む。創作活動の実施に際しては、できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにし、豊かな感性を培う。

ウ 地域交流の機会の提供

障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域住民との連携、ボランティアの活用などにより、積極的に地域との交流を行っていく。

エ 余暇の提供

自由な時間の中で、本人がやりたい活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。

(4) 事務所が適切な放課後等デイサービスを提供するために 必要な組織運営管理

①適切な支援の提供と支援の質の向上

- ・運営方針、個別支援計画、日々のタイムテーブルや活動プログラムについてPDCAサイクルで質の向上を図る
- ・支援に関わる人材の知識・技術を高める: 研修、意欲喚起
- ・保護者や学校等の関係機関との連携強化

②説明責任の履行と、透明性の高い事業運営

- ・納得感、安心感と高めるために共に考える姿勢、丁寧な説明等
- ・地域社会とのふれあいが必要、地域社会からの信頼獲得、積極的な情報発信

③様々なリスクへの備えと法令順守

- ・健康急変、災害、犯罪等への対応(マニュアルや連携体制)
- ・虐待防止、個人情報保護の徹底等

ステップ1 保護者等による評価

○事業所から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。

ステップ2 職員による自己評価

○事業所の職員が「事業所向け放課後等デイサービス自己評価表」を用いて自己評価を行う。その際、「はい」「いいえ」などにチェックするだけでなく、各項目について「課題は何か」「工夫している点は何か」について記入する。

ステップ3 事業所全体による自己評価

○職員から回収した評価表を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について、認識をすり合わせる。
○職員間で認識が共有された課題については、改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。
○討議に際しては、保護者等に対するアンケート調査結果も十分に踏まえ、提供者の認識と保護者等のずれを客観的に分析する。

ステップ4 自己評価結果の公表

○自己評価結果の公表の仕方については、基本的には「改善目標」や「工夫している点」の主なものについて、できるだけ詳細に発信する（「はい」「いいえ」の数の公表を想定しているものではない）。
○保護者等のアンケート調査結果は、保護者等にフィードバックする（対外的に公表することまでは前提としない）

ステップ5 支援の改善

○立てられた改善目標に沿って、支援を改善していく。

（地域自立支援）協議会や事業者団体において、「これら評価表を使った自己評価結果の事例発表を行う機会を設ける等により、自己評価の取り組みが広がっていくことを期待

(2) 報酬改定から

障害福祉サービス等報酬改定
検討チームによる検討

報酬改定の概要

◎支援の質の向上

- ・児童指導員配置加算の創設
- ・指導員加配加算の見直し
- ・家族への相談援助の充実
- ・関係機関との連携の強化

◎重症心身障害児への支援の充実

- ・延長支援加算、送迎加算の見直し
- ・定員区分の細分化

◎医療型児童発達支援の保育機能の充実

◎その他

- ・開所時間減算の見直し
- ・食事提供加算の延長、見直し
- ・保育所等訪問支援の強化

◎福祉専門職員配置等加算の見直し

(3) 厚生労働省H25度障害者
総合福祉推進事業 指定
課題13「障害児通所支援
の今後の在り方に関する
調査研究」報告

[http://www.cdsjapan.jp/PDF-Data/suisinjigyou/
25kourousuisin/25kourousuisinkenkyu1.pdf](http://www.cdsjapan.jp/PDF-Data/suisinjigyou/25kourousuisin/25kourousuisinkenkyu1.pdf)

研究の概要 (放課後等デイサービス部分)

【目的】全国での多種多様な取り組みを肯定的に捉えるとともに、放課後等デイサービスの意義及び質の確保のために何が必要かを考える。

- 【内容】**
- ①放課後デイサービスの成立経緯
 - ②放課後支援の意味
 - ③放課後等デイサービスの意義
 - ④調査研究：
 - 1) H24研究自由記述の整理
 - 2) 実践例の収集と類型化
 - 3) 札幌市の取組調査
 - ⑤まとめと提言

学齡期支援の意味づけの試み

【大前提】

- ◎健やかな環境の下で「育ち」を保障される
- ◎この時期の子どもへのかかわりはすべてが「支援」となり、大きな影響を与える
- ◎この時期のすべての子どもの特徴や発達課題を理解した上で支援を行う必要がある
- ◎障害があるために欠落しやすい生活体験や様々な経験の機会を提供する必要がある
- ◎放課後等デイサービスを通して、安心して過ごせる社会・地域に働きかけることが必要である
- ◎地域や仲間との所属感を持てることが必要である

学齡期支援の意味

【放課後における学校の意味】

◎「放課後」は、学校を中心とした概念

◎「学校」は、家庭以外で過ごす場であり、年齢や発達に応じた教育を受ける場であり、友だちを触れ合う場である。人間形成のために必要な知識や経験の習得が主目的となる。

「学校」は、時間や場所、人等の枠組みが明確であり、それ故学べる内容や人間関係等で制限や限界があるのも事実である。

◎特別支援学校に通学する場合、自宅のある身近な地域から切り離される。

学齡期支援の意味

【放課後の意味】

◎「放課後」における活動は、学校が終わり(もしくは学校のない)時間帯に、子どもが主体となって、地域(できれば身近な地域)の中で、友だちと時には一人で、遊びを中心に展開される、非常に自由度の高い、時にはリスクを伴う活動である。

◎学校でも家庭でもない「場所」、「人」、「活動」を通して、今の自分を少し超えることにチャレンジし、自己や他者と相互交渉しながら、大人になるための、そして、この時期にしか獲得できない多くのことを学ぶ大切な時期である。

学齡期支援の意味

【放課後等デイサービスの支援】

- ◎学校でも家庭でもない「場所」、「人」、「活動」になっているか
- ◎本人が主体となっているか
- ◎遊びなどを通じて、今の自分を少し超えることにチャレンジし、自己や他者と相互交渉しながら、大人になるための準備活動となっているか
- ◎療育的関わりと休息的役割のバランスが取れているか

放課後等デイサービスに必要な機能

【他制度との基本的目的の共通機能】

- ①健全な育成を目指しているか
 - ・安心、安全な居場所を提供しているか
 - ・家庭養育の補完ができているか
 - ・年齢や発達段階に応じた活動を提供しているか

【放課後等デイサービスに求められる機能】

- ①幅広い対象年齢の発達課題に対応しているか
- ②障害特性への対応ができているか
- ③地域からの分離への対応ができているか
 - ・インクルーシブな視点での地域交流ができているか

学童期・思春期支援における発達課題

【ライフサイクルごとの発達課題】

- ・乳児期 ⇒ 基本的信頼感 vs 不信
- ・幼児期 ⇒ 自律性 vs 恥、疑惑
- ・学童期 ⇒ 積極性 vs 罪悪感、生産性 vs 劣等感
- ・青年期 ⇒ 同一性 vs 同一性拡散
- ・成人期 ⇒ 親密さ vs 孤独、生殖性 vs 停滞

【思春期心性】

- ・思春期は第2次性徴からはじまる
- ・心身の発育や発達のアンバランスな時期
- ・「私」とは何か＝自己像の確立時期
 - ⇒ 自己愛 vs 自己否定、自己の過大評価 vs 過小評価
 - ⇒ 非常に依存的な2者関係 vs 身近な大人との葛藤
 - ⇒ 過敏さ、極端さ → 対人面の困難さ、不安や緊張の高まり

学童期・思春期支援における留意点

【居場所と仲間の大切さ】

- ・依存を受け止め、自己主張も受け止めることの大切さ
- ・成長、自律、もがき等を見守ること、認めること、相談にのること、モデルになることがこの時期には大切
- ・家以外に行く場所、自分が存在していい居場所があることが大切[社会的居場所]
- ・自己の存在を認め、関わりを持っていける仲間がいることが大切[所属感、ピア]

- ・「居場所」と「仲間」は思春期の自立に向けた大切な機能
 - ⇒ 居場所と仲間によって、自分を認めてもらい、自分を肯定できる
 - ⇒ 放課後はこの機能の提供を主に行うことになる

放課後等デイサービスの支援機能

支援の視点	学童期 -----> 思春期 -----> (移行)
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> ・療育の継続(行動や情動の統制、支援環境＝合理的配慮) ・障害特性に応じた個別の支援(二次障害予防、より豊かに生きる) ・年齢に応じた遊びや交友関係の支援 ・本人の生活スタイルを見つける
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの関わり方に関する専門的な助言 ・預かることで親の安心感に寄り添う(保護者の就労保障) ・養育者から支援者へ移行するための関係性の調整 ・家庭における本人の役割、家族の役割についての整理と調整 ・一人で過ごせるための制度利用や方法の助言
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と学校、事業所間の共通理解を図るための連携 ・地域から分離されない、地域とつながりのある支援 ・障害特性に応じた環境整備や支援方法についての連携 ・障害特性や支援方法を卒後に繋ぐための連携

ライフステージに沿った発達の特徴

支援の視点	学童期 → 思春期 → (移行)
発達支援	<ul style="list-style-type: none">・生産性(勤勉性)、有能感(とりえ)の獲得<ul style="list-style-type: none">・成功体験の積み増しによる自己肯定感の育成(支援つきの試行錯誤等)・自己理解、他者理解<ul style="list-style-type: none">・仲間形成・自己表現方法の獲得・自己コントロール(パニック時など)方法の獲得
ソーシャルスキルの獲得	<ul style="list-style-type: none">・小集団における社会性の芽生え<ul style="list-style-type: none">・集団における行動スキルの獲得・個別のソーシャルスキルの獲得
余暇支援	<ul style="list-style-type: none">・好きな遊びを見つける<ul style="list-style-type: none">・趣味や嗜好を広げる・趣味を確立する

放課後等デイサービスの実践例

	類 型	事業所名	支援の特徴	
対象児	医ケア児	① (株) パパママハウス	医ケアの必要な重症心身障害児の支援。土日の家族ニーズにも対応	
	不登校児	②チェリーブLOSSAM	不登校中学生の支援として、午前中から学習支援やメンタルヘルスなどへの対応	
支援の類型	療育支援	③放課後等デイサービス・インクル	聴覚障害児に対する就学前療育（児童発達支援）の継続、地域との交流	
	自立準備型	異年齢交流	④リトルプレイヤー=キッズ	モデルとなるお兄さん、お姉さん、大人と過ごす場、活動の提供
		ふれワーキング	⑤ちえりいくらぶ	就労支援事業併設の放課後等デイで、ふれワーキングとして継続的に職業体験を提供
	地域交流支援	⑥ちゃちゃベリー	中学生以上クラスでは、地域資源の活用や地域の人へのヘルプスキル獲得などを実施	
	余暇支援 (自己選択・決定)	⑦エイブルベランダBe	単なる余暇活動の提供にとどまらず、地域の力を活用し、自己選択力も身につける	
	サロン型	⑧フィール	障害の状況、種別に関わらず、居住地区での安心できる放課後の居場所を提供	
	ピア交流支援 (スポット療育)	⑨こぐまクラブ	同じ年齢や障害像、課題のある子どもが集まり、活動を通して自己理解、他者理解などを深める	
その他	思春期課題	⑩いちもくnaviデイサービス	小グループによるSSTの他、気持ち表現ツールなどを活用した自己理解、統制力醸成	
	学校との連携	⑪どれみⅢ	学校との定例のケース会議の開催、学校とデイの相互見学、共通理解に基づく支援	
	家族支援	⑫にじの☆ (にじのほし)	SNSの活用や茶話会の開催（異年齢児保護者との交流）、緊急時対応などを実施	

札幌市の事業所支援の試み

①入り口での意識化（選別）

市役所に指定申請に来られた際に、指定に関する留意点などが書かれた資料を提示し、事業内容について確認する

→児童期という非常に大切な時期の支援であり専門的知識が必要なこと、第2種社会福祉事業であること、介護保険とは異なり税金と保護者の利用料による運営であることを意識化

→事業運営の理念やどのようなことをやりたいのかの確認

不十分と判断した場合は、設置予定の区内の児童発達支援センターに 実習に行ってもらおう等を実施

②質の向上のための重層的支援体制、研修体系の構築

児童発達支援センターが区内の障害児通所事業所を支援する体制を構築。

【ヒアリング調査】 児童発達支援センターが区内の事業所の職員体制、支援内容などを把握。実態調査の実施を通して、センター職員と事業所職員の顔の見える関係作りを構築する

【重層的な研修会】 センターが区内の事業者向け研修会を重層的開催

第1回（6月）オリエンテーション（管理者、児童発達支援管理責任者向け）

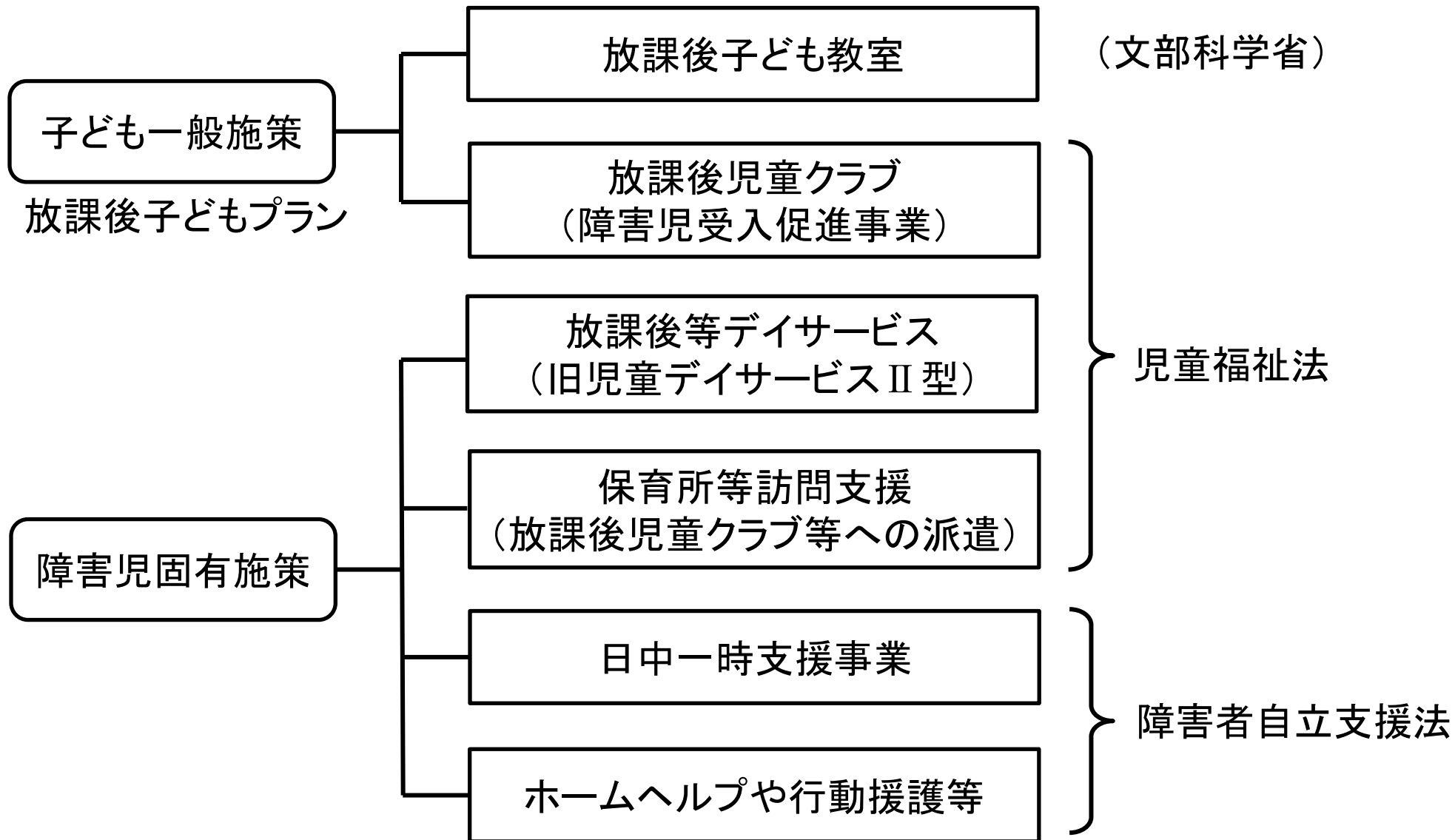
第2回（9月）初任者研修（概ね3年未満の指導員、保育士向け）

第3回（1月）専門研修（概ね3年以上の指導員、保育士向け）

※研修会受講は強制ではないが、第1回は約8割、第2回は約7割の事業所が受講

(4) 放課後等デイサービスの展望

～私見～



※ そのほか自治体独自の障害児学童クラブ等の事業もある。

障害のある児童生徒の放課後等の支援施策体系

放課後等デイを必要とする要因

保護者の要因【家庭養育の補完】

- ・保護者の就労による留守家庭
 - 障害のある子どもを持つ保護者も当たり前
- ・保護者の養育力不足（虐待等の不適切養育）
 - 育児負担の軽減や家庭養育力の向上等の保護者支援

子どもの要因【発達支援】

- ・発達保障（休息を含む）
- ・学校や家庭以外での体験、経験
- ・将来に向けた自立の準備

地域の要因【地域力向上】

- ・地域の子育て支援力、受入れ力の低下
- ・地域の体験・経験の場の減少

放課後等デイで配慮すべきこと

発達過程・課題

- ・障害の有無に関係のない、子どもとしての発達過程の理解
- ・年齢等に応じた発達課題の理解
- ・子どもの発達課題の把握と予測（二次障害の未然防止）

障害の種別への配慮

- ・障害種別により対応が異なる
- ・障害種別により環境整備が異なる
- ・障害種別により職員配置、子どもの組み合わせが異なる

個々の特性への配慮

- ・障害特性には個々に濃淡がある
- ・性格などの個性（家庭環境によるものも含む）

質の向上の3つの視点

①ソフト（「支援」の質）

- ◎活動プログラム：年間・季節・月・週・日単位：衣食住を意識
- ◎多彩なメニュー：自分で選択、決定、創意工夫できる
：遊び、余暇活動、就労等
- ◎個別支援計画：個々の発達課題、特性の配慮等

②ハード（「環境面」での配慮）

- ◎子どもの成長、特性、ニーズに合わせた空間づくり
- ◎年齢や発達に合わせた活動の場づくり（分離／合同）
- ◎地域社会の活用（地域の空間を活用する）

③ヒューマン（「人材」の質）

- ◎地域の人を巻き込む：本物志向、共助関係、「頼む」姿勢
- ◎仲間との交流の確保：自己理解、効力感、所属感等
- ◎支援者の子どもの発達、障害特性に関する知識と実践
- ◎障害の子どもへの権利・尊厳に配慮

児童発達支援管理責任者等の役割

【内向きの役割】

- ① 支援のプロセス管理
- ② 支援のクオリティ管理
- ③ 支援のリスク管理

【外向きの役割】

- ⑤ 地域との連携支援

- ④ 本人及び家族への相談・援助

(センターは、地域に住むすべての子ども、家族を対象)

① 支援のプロセス管理とは

• しっかりとしたアセスメント力

- 相談支援が行う生活ニーズの再確認
- 支援につながる発達ニーズの深彫り

• 個別支援計画の作成力

- 個別支援計画作成方法の工夫(計画と支援の解離)
- 個別支援計画だけでない支援計画の作成
- 支援環境の整備(教材づくり、支援者づくり・・・)

• 計画に基づく支援の評価力

- 何をもって達成できたとするのか(評価の基準、方法)
 - 達成できた＝何の支援がどう良かったかの振り返り
 - 達成できない＝支援の何が不十分だったかの反省
(本人や障がいのせいにはしない。計画や支援が悪かった)

「個別支援計画」とは

- 利用者の想いを言語化したもの
 - 子どもの立場で実現したい生活(到達目標)が書かれているか(=基本は「子ども中心」)。それを実現するための手段が「発達支援」「家族支援」「地域支援」
 - 保護者も当事者:保護者のニーズや課題も考慮
本人ニーズとのズレがあれば修正
- 支援を提供する際の支援指針
 - 到達目標に向けてどのような支援が必要かについて具体的に明記されているか
 - 評価は、本人の評価よりも支援者の評価
- 利用者と事業所との支援内容に関する確認書
 - お互いが確認できること

個別支援計画における留意点

◎通所すること自体が目的となっていないか

◎安心して過ごすことだけが目的となっていないか

初期計画に陥りやすい目標

・「安定して通えるようになる」等

⇒通うことが目的になっていないか

⇒何のために(なぜ)、何をするため(なぜに対応する活動)に放課後等デイサービスを利用するのかが整理できていないのではないか

・「安心して通える」ことは大切だが、なぜ安心に通わないといけなかが発達課題から導き出せているか

個別計画の変更時がカギ

・「自分の活動を選択できるようになる」等

⇒発達課題を踏まえて、放課後等デイサービスで何の獲得等を目標としているのかを明確にする

個別支援計画において盛り込むべき視点

(1) 発達を基盤とした「育ち」への専門的アプローチ

- 「遊び」の重要性の認識
 - ⇒ 自己肯定感、有用感等
 - ⇒ 支援付き試行錯誤
 - ⇒ 提案・交渉型アプローチ
 - ⇒ 強みを活かし、楽しみながら育っていく
- 学童期、思春期の「発達課題」からの把握と対応
 - ⇒ 思春期心性等の理解 = 2次障害予防も
 - ⇒ 思春期の発達課題の理解 = 大人になるために
 - ⇒ 社会的居場所づくり(安心安全な空間、人、時間)
- 「障害特性」からの把握と配慮
 - ⇒ 特性に配慮した環境づくり

- ・「スキル獲得」と「豊かな心を育てる」の両面から
 - ⇒ 自己肯定感、自己選択・決定、自己コントロール、自己理解等にも注目
 - ⇒ 日中の学校教育でしっかり発達保障ができていて、教育支援により疲れている等場合には休息も
- ・「発達」は権利 = 「発達の保障」が支援の目的
 - 子どもの権利の4本柱が入っているか
 - ◎「生きる」 = 命の尊厳→生きることは輝くこと
 - ◎「守られる」= 安心、安全→探索、チャレンジの源
 - ◎「育つ」 = 「発達」の観点が不可欠、「教える」ではない
 - ◎「参加」 = 地域活動への参加（インクルージョン）
 - これらは、子どもの意見や意向が尊重されていることが前提

※発達保障の目標は、全体プログラムや個別メニューを通して達成されるものである。

プログラムやメニュー作成時にはこの視点を盛り込む必要あり

個別支援計画等の構造

①事業所のミッション・理念の確立

②全体のプログラムや個別支援計画を整理

事業所としての理念・ミッション

全体のプログラム

- ・年間と通した積重ね活動
- ・季節や単元毎の活動
- ・月間、週間、日内計画
- ・地域との交流等の事業所の独自性、創意工夫
- ・年齢や発達段階に応じた活動

個別支援計画

個別プログラムでの支援

- ※ 個別的な支援が必要な場合
- ※ 個別的な支援は、発達の観点でなされる
- ※ 時には取出しの小集団支援も
- ※ アセスメントで強みなどを明記（個々の活動のアイデアも）※ 発達支援、家族支援、地域支援の観点が入った計画

全体活動の中での一般的配慮

※ 全体の配慮は「活動指示書」等で

全体活動の中での個別的な配慮

- ※ 個別的な配慮は「個別支援計画」で書かれる
- ※ より詳細な配慮事項は「手順書」等で

放課後等デイサービス計画（個別支援計画）

利用者名 _____

○到達目標

長期（内容、期間等）	
短期（内容、期間等）	

- ◎どのような子どもに育てほしいかを保護者とともに
- ◎ワクワク、ドキドキ感のある計画になるように本人とともに
- ◎具体的な到達目標とリンクさせることが必要
- ◎具体性は必要だが、気持ちの在り方や育む力など緩やかな表現も
- ◎長期目標は約1年、短期目標は3～6か月で設定

○具体的な到達目標及び支援計画等

項目	具体的な到達目標	支援内容 (内容・留意点等)	支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
	ニーズ、発達課題等の欄を追加する方が分かりやすい	言葉で発せられるニーズだけでなく、子どもの成長に必要な「発達ニーズ」も検討して記載			
		次期評価時に達成しているであろう「子どもの行動」を記載【子等が主語】			
					到達目標に掲げた子どもの様子になるよう、事業所がどのような「専門的な支援」を行うのかを記載。家族支援の場合の具体的働きかけ、地域支援の場合の地域との具体的働きかけを記載【事業所が主語】

発達支援：家族支援：地域支援
＝3：1：1の割合を目安に設定。
項目は、発達支援においては発達領域で記載していくことも可

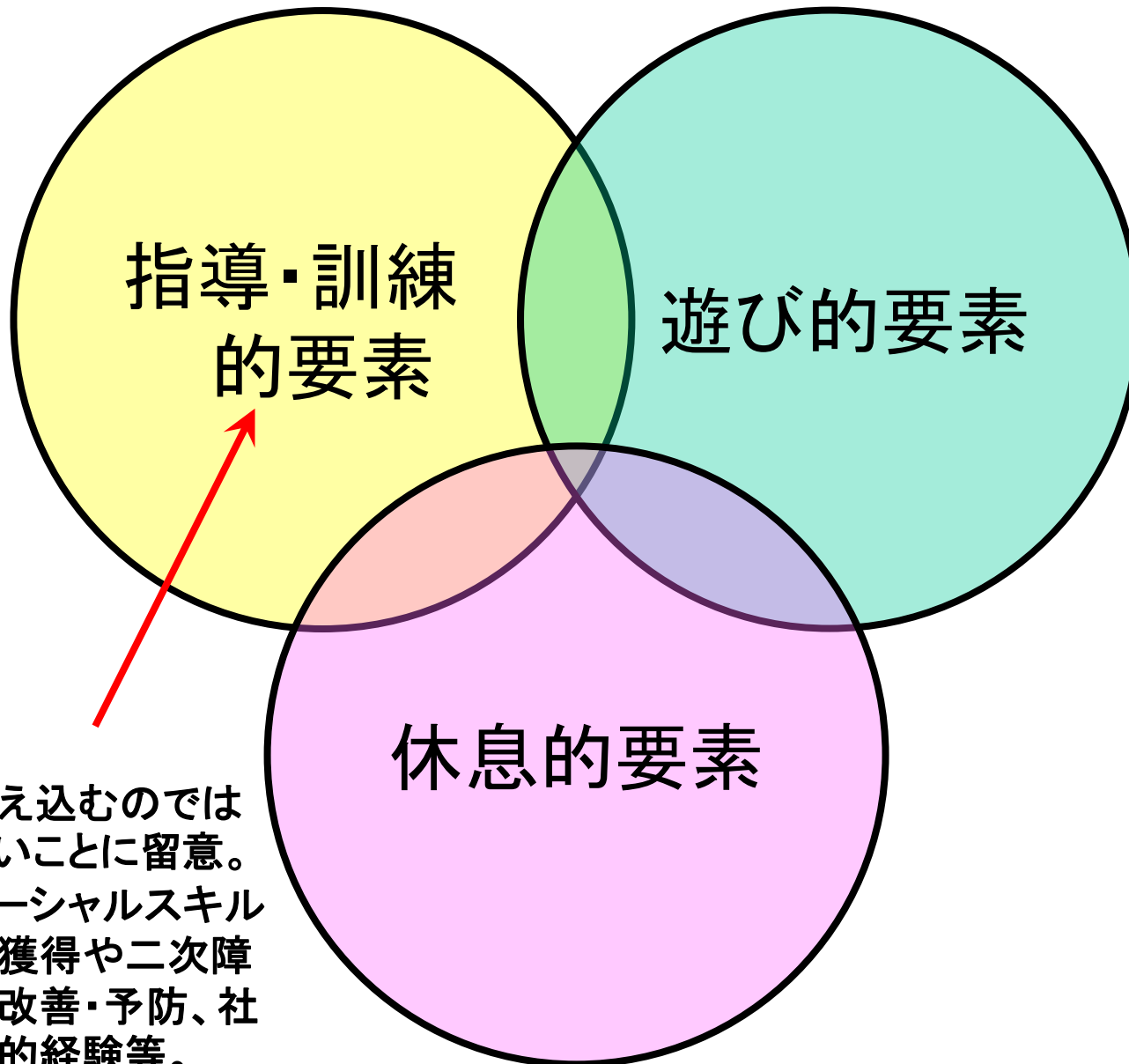
次期評価時に達成しているであろう「子どもの行動」を記載【子等が主語】

※ 次期評価時に事業所の支援の質、力量が問われる(達成しなかった場合は子どもや家族、地域のせいではなく、事業所の目標設定や支援内容が悪かったと)

総合的な支援方針

- ◎事業所として、どのようにコンセプトで支援していくのかも含めて書けるといい。その際には、より長期の目標などを書いてもいい
- ◎子どもの育ちにいいことがわかるといい
- ◎支援の見通し、イメージが持てるように(長いスパンの見通し)

放課後等デイにおける発達支援の要素



意思決定支援

- ・主体性の保障
- ・多くの体験・経験
- ・支援付き試行錯誤
- ・提案・交渉型支援

地域とのつながり

- ・地域資源の活用
(人、時間、空間等)
- ・地域資源に依頼
(地域の強み)

(2)それぞれの時期に応じた「家族・家庭」支援

- ・思春期にも大きな揺れ
 - ⇒ 難しい思春期への対応、将来への希望と不安
- ・精神的な専門的なサポート
 - ⇒ 思春期児童への対応方法(子育てスキル)の教示
 - ⇒ 精神的ダメージ、被虐待体験のフラッシュバック等へはカウンセリング等心理的アプローチ
 - グループでの支援も有効であることも
 - 日にちによっては、子どもは通所せず、保護者だけが参加するセッションもありうる
 - ⇒ 先輩保護者に力を借りる等の工夫も
- ・家庭内暴力などが発生することも多く、緊急対応などの体制作りも必要になることもある
 - ⇒ 緊急ショート、児童相談所との連携等も視野に

(3-1) 子どもが暮らす地域づくりと地域生活支援

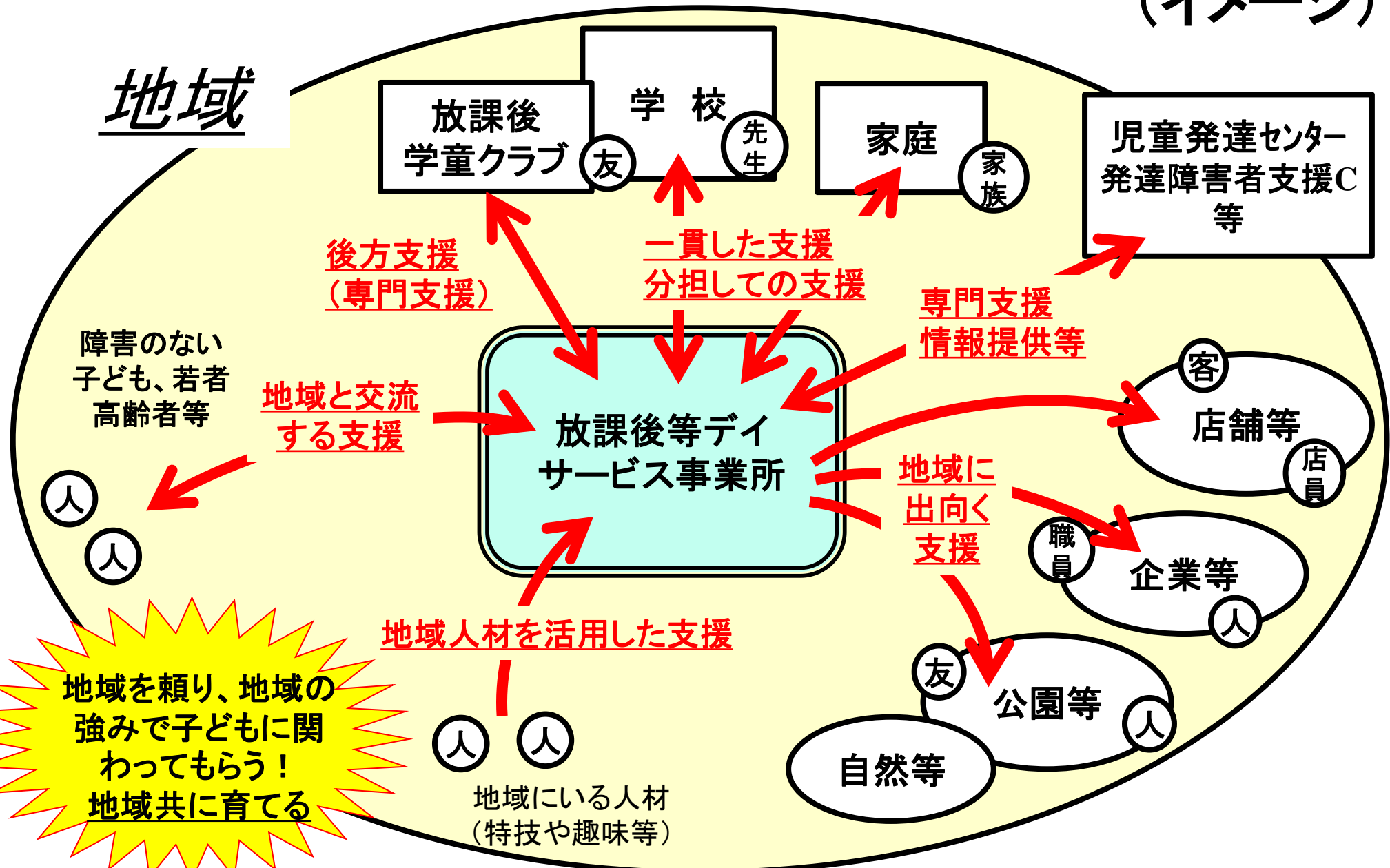
- ・インクルーシブ社会の創造には地域との交流がカギ
- ・障害のある子ども、放課後等デイサービスを利用している子どもが自然に地域に入れるような活動を
 - ⇒ なぜ障害のある子どもに地域生活支援が必要なのかを吟味した上で記載することが重要
(将来を見越してなのか、現時点での課題なのか等)
- ・地域づくりは、支援を通して
 - ⇒ 地域にある力、地域にある環境を活用する工夫
 - ⇒ 決して、地域にある機関を支援することではない

※「後方支援」の役割、位置づけは重要だが、個別支援計画では子ども本人を中心に据えて考える。

「後方支援」という名の専門性の押し付け、上から目線、指導ではないことに留意。放デイにおいては、「地域とのつながり」と言った方がいいかもしれない

放課後等デイサービスにおける地域との関係

(イメージ)



(3-2) 児童が生活の大部分を過ごす「教育」との連携、 出口を見据えた「大人支援」(就労を含む)との連携

- 自分たちだけで何でもしようとしていないか。チームで支援することが何よりも大切
- 学校で作成される「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」との連動させ、一貫した支援を行うようになっているか
- 1日を通した生活を流れで把握するため、学校へ行く前の家庭での状況、学校での状況を、情報共有できる仕組みになっているか
- 個別支援計画に落とし込むときには、連携が必要な理由や連携したどのような支援が必要なのかを明記することが大切で、情報共有の方法を具体的に記載する。

② 支援のクオリティ管理とは

- スタッフが安心・安全に支援できる場づくり
- スタッフが熱意をもって支援できる雰囲気づくり
 - エビデンスベースの支援であること
 - = 拠り所となる理論や技法等があるとブレない
 - = しかし、技法等に頼り過ぎないことが大切。技法等は手段であり、何のために行うのかの理念が重要
 - = ガイドライン・指針は重要（自己評価も）
 - 日々のサポート（困りごと、悩みを抱えないよう）
 - スーパービジョン（自ら行う、グループSV、外部SV）
 - 研修の開催（事業所内研修、事業所連携による研修）
 - = 講義形式
 - 演習形式（事例検討、グループスーパービジョン）

③ 支援のリスク管理とは

- 事業所内虐待の防止

- ヒヤリハットの活用

- 事業所内虐待防止は、環境づくりと人づくり、質づくり

- 家庭内及び他事業所内での虐待の早期発見

- 苦情受付・対応の重要性

- 本人や家族が苦情を言いやすい雰囲気づくり
= 真摯に対応していくことが質を上げる

- 苦情の受付・対応は児童発達管理責任者以上で

- 個人に関するもの以外はしっかり公表していく

- 災害対応

- 防災・減災、発災時の対応、事業継続計画(BCP)

④ 本人・家族への相談・援助とは

- 子どもや家族の日々の支えは通所事業所が担う
 - 障害児相談支援に「基本相談」は明記されていない
 - 障害児相談支援は頻繁にかかわれない。日々関わる通所事業所がメインで子ども・家族を支える（濃密度）
 - 虐待的養育への対応も求められる（親もケア、愛着障害）
- ※その上で、相談支援事業所とどうかかわっていくのか？
- 相談・援助の評価（報酬に加算として創設）
 - 家族へのペアレントトレーニングや精神的ケアへ報酬
＝元々、通所支援（特に児童発達支援）は、子どもの支援だけでなく、家族への支援も重視し実践してきたものが報酬として評価された（←報告書の効果）

⑤ 地域との連携支援

• 地域での支援

- 事業所が地域に開かれているか
- 地域で展開されているか

• 地域との支援

- 地域の資源(人、もの、場所等)を活用しているか
- 学校や家族、他の事業所等との連携できているか
 - ※連携の具体的内容を明確化できているか
 - ・役割分担(相互に理解し合う、計画の明示等)
 - ・情報共有(日々の確認)

• 前後の関係機関とのつなぎ支援

- 就学前機関での支援内容等の情報把握:継続と工夫
- 次機関へのつなぎ:途切れない支援、つながりのある支援

放課後等デイにおける「後方支援」

「後方支援」はインクルーシブな視点での表現

※**地域支援** = 地域での生活支援:生活の主体である本人視点
地域での後方支援:支援の主体である事業所視点

※**後方支援** = 専門支援:一般施策では提供できない本人、家族への専門的支援を担う

連携支援:一般施策や教育など関連分野との一体的、交流的な支援(環型の支援)

補完支援:放課後児童クラブ等の一般施策の対象とならない子どもへの支援。専門支援も補完的支援の一部と言える。親の養育の補完的役割もある。障害があるが故に不足する体験や経験を行うこともこれにあたる。

地域づくり支援:本人の地域活動や将来の地域生活及び就労等での受け入れが円滑にできる地域づくりのための働きかけ

⇒ 地域で活動を展開すること、地域とつながることに尽きるのではないか

まとめ

①放デイは「発達保障」がメイン機能

- ・保護者の就労支援がメインではない(単なる預かりではない)
- ・本人主体の支援であること:伸びゆく力の尊重

(本人の発達に寄り添う) 発達に基づいていること

強みを活かした活動の提供

特性に応じた環境整備等

(合理的配慮)

自己理解と充電期間

②家族支援

- ・子ども期は家族も主役:親子の距離の調整、親も支援者(輪に)

③地域支援

- ・①②を踏まえ、インクルージョンの視点で地域で暮らす支援

※「放課後等の暮らし」の意味を再考:未来に関与する責任

※ 学齢期の豊かな暮らしのためのメニューの創造